



50人以上の事業場に求められる 安全衛生管理体制の整備

近年の労働基準行政においては過重労働対策に重きが置かれており、健康診断の実施と安全衛生管理体制の構築などが求められています。特に、事業場の人数が50人以上に義務付けられている3点（①衛生管理者の選任、②産業医の選任、③衛生委員会の設置）は調査で必ず確認される事項となっています。そこで今回は、この3点について確認しておきましょう。

1.衛生管理者の選任

常時使用する労働者数（以下、従業員数とする）が50名以上の事業場においては、業種を問わず、下表の人数の衛生管理者を選任する必要があります。この従業員数は企業全体の人数ではなく、事業場単位で判断することに注意が必要であり、50人以上の事業場が複数ある場合は事業場ごとに選任し、所轄労働基準監督署へ選任の報告をすることになります。

事業場規模 (常時使用する労働者数)	選任人数
50人未満	選任義務なし
50人以上～200人以下	1人以上
201人以上～500人以下	2人以上
501人以上～1,000人以下	3人以上
1,001人以上～2,000人以下	4人以上
2,001人以上～3,000人以下	5人以上
3,001人以上	6人以上

実務上において、配置転換や退職によって衛生管理者が選任できなくなるというケースが発生しています。そのため、計画的に衛生管理者資格を取得させるなどしておくことが望まれます。

2.産業医の選任

衛生管理者と同様に従業員数が50名以上の事業場においては、業種を問わず産業医を選任する必要があり、3,000人を超える事業場では2人以上の産業医を選任することになっています。なお、この産業医についても所轄労働基準監督署へ選任の報告が求められています。

3.衛生委員会の設置

衛生委員会についても、従業員数が50名以上の事業場においては、業種を問わず設置する必要があります。この衛生委員会では従業員の健康障害を防止するために対策の検討を行って会社に意見を述べる、衛生委員会で合意された事項の実施状況をチェックするなどの活動を行います。

委員会のメンバーとしては、事業の実施を統括管理する者（例えば総務部長、工場長）や衛生管理者、産業医、労働者（衛生に関する経験を有する者）などから構成され、毎月1回以上衛生委員会を開催する必要があります。また、衛生委員会を開催した際には議事録を作成し、3年間保存しておくことになっています。

※建設業や製造業などの業種については、従業員数の規模によって衛生委員会の設置とともに安全委員会の設置が必要になります。

事業場に対する労働基準監督署の調査では、今回取り上げた衛生管理者・産業医の選任、衛生委員会の設置のみならず、その細かな運用状況に関しても多く指摘されています。そのため、事業場ごとに従業員数を把握し、安全衛生管理体制が整備されていない場合は、早めに対応しておきましょう。